



# 島根県報

平成23年10月31日（月）  
号外 第 184 号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県公文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則	（総 務 課）	3
島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則	（ ” ）	3
島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	3
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	10
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	（ ” ）	10

### 【訓 令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	（人 事 課）	11
--------------------	---------	----

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県公文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第83号）

島根県公文書等の管理に関する条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成23年11月1日とすることとした。

### ◇島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則（規則第84号）

#### 1 規則の概要

島根県情報公開条例の一部改正に伴う規定の整備

#### 2 施行期日

平成23年11月1日から施行することとした。

### ◇島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第85号）

#### 1 規則の概要

- (1) 公文書センターの利用時間及び休日を定めることとした。（第2条・第3条関係）
- (2) 特定歴史公文書等利用請求書に記載する事項及び様式を定めることとした。（第10条・様式第1号関係）
- (3) 特定歴史公文書等に第三者に関する情報が記録されている場合の第三者に通知する事項等を定めることとした。（第13条関係）
- (4) 電磁的記録についての利用方法を定めることとした。（第14条関係）
- (5) 特定歴史公文書等の写しの交付に要する費用の額及び納付時期を定めることとした。（第15条・別表関係）
- (6) 特定歴史公文書等の閲覧等をする者で当該特定歴史公文書等を汚損し、若しくは破損するもの又は汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められるものに対し、閲覧等を中止させ、又は禁止することができることとした。（第16条関係）
- (7) 利用決定等に対する異議申立書の様式を定めることとした。（第17条・様式第2号関係）
- (8) 利用させることができる特定歴史公文書等について、別に定めるところにより、簡便な方法により利用に供するものとする事とした。（第18条関係）
- (9) 特定歴史公文書等が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、審査会に諮問し、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる事とした。（第24条関係）
- (10) 保存及び利用の状況の公表は、島根県報に登載して行うものとする事とした。（第25条関係）

#### 2 施行期日

平成23年11月1日から施行することとした。

### ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第86号）

#### 1 規則の概要

特定歴史公文書等の利用、保存等に関し事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正（別表第5関係）

- (1) 特定歴史公文書等を廃棄すること。
- (2) 公文書センターの利用時間及び休日を変更すること。
- (3) 寄贈又は寄託の申出があつた文書を受け入れること。
- (4) 特定歴史公文書等の閲覧等を中止させ、又は禁止すること。
- (5) 特定歴史公文書等を簡便な方法により利用に供すること。
- (6) 特定歴史公文書等を貸し出すこと。

(7) 特定歴史公文書等の原本を利用に供すること。

2 施行期日

平成23年11月1日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第87号）

1 規則の概要

島根県情報公開条例の一部改正に伴う規定の整備

2 施行期日

平成23年11月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県公文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第83号

島根県公文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成23年11月1日とする。

島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第84号

島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

島根県情報公開審査会規則（平成6年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（条例第22条第1項第3号の規定による調査審議を行う場合における読替え）

**第5条** 条例第22条第1項第3号の規定により審査会が調査審議を行う場合における前2条の規定の適用については、第3条中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、同条第2項中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、前条（見出しを含む。）中「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、「公開決定等」とあるのは「利用決定等」と、「公文書」とあるのは「特定歴史公文書等」とする。

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第85号

## 島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

島根県公文書センターの管理に関する規則（平成23年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第3号、第13条第4項及び第31条の規定」を削り、「保存」の次に「、利用」を加える。

第8条中「保存」の次に「、利用」を加え、同条を第26条とする。

第7条第1項第3号中「いう」の次に「。第23条において同じ」を加え、同項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 作成年度

第7条第2項中「その他別に定める場所」を削り、「供し」を「供する方法等により公表し」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の16条を加える。

(利用請求書)

**第10条** 条例第14条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号
- (2) 求める利用の実施の方法
- (3) 写しの送付の方法による特定歴史公文書等の利用の実施を求める場合にあっては、その旨
- (4) 利用請求をしようとする者の連絡先

2 利用請求は、特定歴史公文書等利用請求書（様式第1号）により行うものとする。

(本人であることを示す書類等)

**第11条** 条例第16条の規則で定める書類は、運転免許証、旅券その他これらに類する書類として知事が適当と認めるものとする。

2 法定代理人が本人に代わって利用請求をする場合は、本人に係る前項の書類に加え、当該法定代理人に係る前項の書類及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類として知事が適当と認めるものを提出しなければならない。

(利用の実施に関する通知)

**第12条** 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用させることができる日時及び場所
  - (2) 写しの送付の方法により利用させる場合における写しの作成及び送付に要する費用
- (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第13条** 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等に含まれている第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第20条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に含まれている第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書の提出先及び提出期限

3 条例第20条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている条例第10条第3項又は第29条第4項の規定による意見の内容
- (4) 意見書の提出先及び提出期限

(電磁的記録の利用方法)

**第14条** 条例第21条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他の音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 次に掲げる方法
    - ア 専用機器により再生したものの聴取又は視聴
    - イ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付
  - (2) その他の媒体に記録されている電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に印刷したもの又はそれを複製したものの閲覧又は写しの交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録の全部を利用させる場合又は利用させない部分を容易に区分して除くことができる場合には、専用機器により再生したものの閲覧又は電磁的記録媒体に複製したものの交付の方法により利用させることができる。

（特定歴史公文書等の写しの交付等）

**第15条** 特定歴史公文書等の写しを交付するときの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

- 2 条例第22条に規定する写しの作成に要する費用の額は別表のとおりとし、写しの送付に要する費用の額は郵便料金又は親書便料金とする。
- 3 条例第22条に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

（閲覧等の制限等）

**第16条** 特定歴史公文書等の閲覧、聴取又は視聴（次項において「閲覧等」という。）をする者は、当該特定歴史公文書等を汚損し、又は破損してはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、特定歴史公文書等の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

（異議申立て）

**第17条** 条例第17条に規定する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定による異議申立てをしようとする者は、異議申立書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

（簡便な方法による利用）

**第18条** 知事は、特定歴史公文書等（条例第15条の規定により利用させることができるものに限る。）について、条例第14条から第22条までに定める方法のほか、別に定めるところにより、簡便な方法により利用に供するものとする。

（展示会の開催等）

**第19条** 知事は、展示会の開催、公文書センター内の見学会その他の取組を行い、特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない。

（特定歴史公文書等の貸出し）

**第20条** 知事は、学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合は、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができる。

（原本の特別利用）

**第21条** 知事は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、複製物によっては利用目的を果たすことができない場合その他の原本による利用が必要と認められる場合は、別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、当該原本を利用に供することができる。

（効果的な利用の確保）

**第22条** 知事は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供
- (2) 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供
- (3) 特定歴史公文書等の検索方法に関する情報の提供
- (4) 特定歴史公文書等に関する参考文献その他の効果的な利用を確保するために必要な情報の提供

（元の実施機関による利用）

**第23条** 元の実施機関が条例第26条の規定による利用の特例の適用を求める場合の手続等については、知事が別に定める。

(特定歴史公文書等の廃棄)

**第24条** 知事は、特定歴史公文書等として保存している文書について、劣化が極限まで進展して判読及び修復が不可能で利用できなくなったことその他の事情により歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、条例第27条第2項の規定により審査会に諮問し、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。

2 知事は、前項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

(保存及び利用の状況の公表)

**第25条** 条例第28条の規定による保存及び利用の状況の公表は、島根県報に登載して行うものとする。

第6条を第8条とする。

第5条第3項中「第7条第1項第7号において」を「以下」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「において、」の次に「実施機関との協議等に基づき」を加え、同条を第6条とする。

第3条第2号中「第5条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第15条第1項各号の該当性に関する事前審査

第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(利用時間)

**第2条** 公文書センターの利用時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

2 前項の利用時間は、知事が必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。この場合において、知事は、その旨をあらかじめ掲示その他の方法により公表するものとする。

(休日)

**第3条** 公文書センターの休日は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、休日を変更し、又は臨時の休日を設けることができる。この場合において、知事は、その旨をあらかじめ掲示その他の方法により公表するものとする。

附則の次に次の別表及び2様式を加える。

**別表（第15条関係）**

特定歴史公文書等の種類		写しの種類	費用の額		
文書又は 図画	フィルム以外のもの	複写機により複写したもの	白黒	10円	
			カラー	50円	
			(1枚当たりA3判まで)		
	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額		
	写真フィルム	印画紙に印画したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額		
電磁的記録		用紙に印刷したものを複写機により複写したもの	白黒	10円	
			カラー	50円	
				(1枚当たりA3判まで)	
		電磁的記録 媒体に複写 したもの	録音テープ(120分)に複写したもの	1巻	170円
ビデオテープ(VHS方式120分)に複写したもの	1巻		220円		
	光ディスク(CD-R)に複写	1枚	130円		

---

	したもの	
--	------	--

## 様式第1号（第10条関係）

## 特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

島根県知事 様

住 所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）  
（〒 - ）

氏 名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊟

連絡先

電話番号（ ） - 担当者

FAX（ ） -

島根県公文書等の管理に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

## 記

請求番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称 (件名により特定する場合は、その範囲も併せて記載すること。)	
1		
2		
3		
4		
5		
利用の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
写しの作成方法	文書又は図画	<input type="checkbox"/> 複写機により複写したもの <input type="checkbox"/> マイクロフィルムを用紙に印刷したもの <input type="checkbox"/> 写真フィルムを印画紙に印画したもの
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に印刷したものを複写機により複写したもの <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したもの ( <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> 光ディスク )
写しの交付の方法		<input type="checkbox"/> 公文書センターにおいて交付 <input type="checkbox"/> 郵送 (送付先： )

注 該当する□欄にチェックをすること。

様式第2号 (第17条関係)

異 議 申 立 書

年 月 日

島根県知事 様

異議申立人 住所又は所在地

氏名又は名称 ㊟

( 年 月 日生 歳)

異議申立人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申立てをすることは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の住所及び氏名

住 所

氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号 で通知があった処分について、下記のとおり異議申立てをします。

記

異議申立てに係る処分	
異議申立てに係る処分があったことを知った年月日	年 月 日
異議申立ての趣旨	
異議申立ての理由	
異議申立てができることの教示の有無及びその内容	
備 考	

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県公文書センターの管理に関する規則第3条の規定により排架を行った特定歴史公文書等は、この規則による改正後の島根県公文書センターの管理に関する規則第5条の規定により排架を行ったものとみなす。

---

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第86号**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第5 公文書センターの項第1号事務の種類の欄中「島根県公文書等の管理に関する条例」の次に「及び島根県公文書センターの管理に関する規則（平成23年島根県規則第34号）」を加え、同号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

- (3) 条例第27条第1項の規定により、特定歴史公文書等を廃棄すること。
- (4) 規則第2条第2項及び第3条第2項の規定により、利用時間及び休日を変更すること。
- (5) 規則第6条の規定により、寄贈又は寄託の申出があった文書を受け入れること。
- (6) 規則第16条第2項の規定により、特定歴史公文書等の閲覧等を中止させ、又は禁止すること。
- (7) 規則第18条の規定により、特定歴史公文書等を簡便な方法により利用に供すること。
- (8) 規則第20条の規定により、特定歴史公文書等を貸し出すこと。
- (9) 規則第21条の規定により、特定歴史公文書等の原本を利用に供すること。

**附 則**

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

---

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第87号**

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第71条第1項の表島根県情報公開審査会の項中「第20条第1項」の次に「並びに島根県公文書等の管理に関する条例第23条第1項及び第27条第2項」を、「情報公開制度」の次に「及び公文書等の管理」を加える。

**附 則**

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

**訓****令**

島根県訓令第14号

本 庁  
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成23年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表文化国際課の項、隠岐支庁の項及び消費者センターの項中「指定する。」の次に「）」を加え、同表島根あさひ社会復帰促進センター診療所の項の次に次のように加える。

中央児童相談所、出雲児童相談所、浜田児童相談所及び益田児童相談所
全職員
条例第3条第1項による。
規程第1条による。
同 左

「

児童の保護指導に従事する職員
同 左
同 左

別表わかたけ学園の項中

「

児童の保護指導に従事する職員
4週間について 8日 (所属長が職員ごとに指定する。)
4週間ごとの期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。

を

に改め、同

」

」

表益田県土整備事務所の項中「指定する。」の次に「）」を加える。

附 則

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。